

瀬戸都市計画下水道事業受益者負担金条例施行規則の一部を改正する規則をここに交付する。

令和2年9月25日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第34号

瀬戸都市計画下水道事業受益者負担金条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸都市計画下水道事業受益者負担金条例施行規則（昭和58年瀬戸市規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>瀬戸市下水道事業受益者負担金条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>瀬戸市下水道事業受益者負担金条例</u>（昭和57年瀬戸市条例第35号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>(還付加算金又は充当加算金の割合の特例)</p> <p>2 当分の間、第14条に規定する還付加算金又は充当加算金の年7.25パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の<u>還付加算金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年0.5パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）</u>が年7.25パーセント</p>	<p><u>瀬戸都市計画下水道事業受益者負担金条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>瀬戸都市計画下水道事業受益者負担金条例</u>（昭和57年瀬戸市条例第35号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>(還付加算金又は充当加算金の割合の特例)</p> <p>2 当分の間、第14条に規定する還付加算金又は充当加算金の年7.25パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）</u>が年7.25パーセントの割合に満たない場合</p>

の割合に満たない場合には、その年中において
は、当該還付加算金特例基準割合とする。

には、その年中においては、当該特例基準割合
とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。ただし、題名及び第1条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の瀬戸市下水道事業受益者負担金条例施行規則附則第2項の規定は、この規則の施行の日以後の期間に対応する還付加算金又は充当加算金について適用し、同日前の期間に対応する還付加算金又は充当加算金については、なお従前の例による。